

令和4年1月

第1回臨時会会議録

亀山市議会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【1月14日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 4～12ページ

議案第1号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の増額補正及び繰越明許費補正について
 - (1) 補正の内容について

2 中島雅代（スクラム） 12～15ページ

議案第1号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の増額補正及び繰越明許費補正について
 - (1) 補正の内容について

令和4年1月14日

亀山市議会臨時会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和4年1月14日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案第1号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について
第 5 報告第1号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀淵輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	草川吉次君	教育長	服部裕君
教育部長	亀山隆君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君

監査委員 国分 純君 監査委員事務局長 木崎 保光君
選挙管理委員会 松村 大君
事務局長

●事務局職員

事務局長 渡邊 靖文 書記 新山 さおり
書記 西口 幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長(中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第1回亀山市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

この臨時会は三重県において感染拡大阻止宣言が出された中での開会となりました。現在オミクロン株の影響により全国的に感染拡大が急速に進み、予断を許さない状況となっております。基本的な感染防止対策を再度徹底するとともに、本日ご出席の皆様には健康に十分留意いただきたいと存じます。また、議場における感染症対策として、議場内の座席には全てについて立てを設置しておりますが、さらに密を避けるため、執行部の議場への入室を半数に限定させていただいておりますのでご了承ください。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1番 草川 卓也 議員

10番 森 美和子 議員

のご兩名を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

会期は本日1日間と決定しました。

次に、日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおりそれぞれ出席を得ておりますのでご了承願います。

なお、平松消防長は都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。
次に、監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご覧おきください。
次に、日程第4、議案第1号及び日程第5、報告第1号の2件を一括議題とします。
市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第1号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ5億8,000万円を増額し、補正後の予算総額を256億1,336万6,000円といたしております。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面している住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金の支給を行うため、その経費について審議をお願いするものでございます。

その概要でございますが、歳出につきましては、民生費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり一律10万円の臨時特別給付金を支給するための交付金及びシステム修正委託料などの事務費の合計5億8,000万円を計上いたしております。

また、歳入につきましては、この事業の財源として、補助率10分の10の国庫支出金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金等を計上いたしております。

なお、この給付金の申請期間は令和4年9月30日までとするため、事業費及び事務費の一部について、繰越明許費の追加をいたしております。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

続きまして、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、亀山市関町会下地内において発生した草刈り作業中における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和3年12月27日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第1号及び報告第1号に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めます。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑、通告に従いさせていただきます。

この今回の補正予算10号です。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、増額補正及び繰越明許費補正についてということでお伺いします。

今回の給付金事業ですけれども、かなり、少し議会で説明を伺いましたがなかなか理解するのがすぐには難しいかなと思いましたが、この事業の内容をご説明いただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

今回の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり10万円を支給するものでございます。

その実施内容といたしましては、市のほうで支給対象世帯を抽出し、個別に案内書類等を送付いたしますプッシュ型と言われる方法と、それから支給対象世帯からの申請をいただき実施をする申請型がでございます。

それぞれの支給要件でございますが、まずプッシュ型につきましては、基準日となります令和3年12月10日時点におきまして、本市に住民登録があり、同一世帯の者全員の令和3年度分住民税が非課税であるとともに、同一世帯の者全員が住民税が課税されている者の扶養親族等でないことが要件となります。一方、申請型につきましては、これまでは一定の収入があり令和3年度分の住民税が課税されている世帯でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変をし、直近の収入減少により住民税非課税相当とみなされる世帯となるところでございます。

また、対象世帯数につきましては、プッシュ型が5,300世帯、申請型が370世帯、合わせて5,670世帯と見込んでおるところでございます。

なお、申請期間につきましては、プッシュ型のほうが原則、市が案内書類等を発送した日から3か月を経過した日までとなっております。また、申請型のほうが令和4年2月1日から令和4年9月30日までとなっております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

コロナでお困りの方皆さんにと言っていた部分の本当の一部になるんだと思うんですけれども、全てのお困りの方を助ける手だてにはなりません、一部、今回非課税の方ということです。

今のご説明ですと、市が把握している世帯、前はお子さん一人一人ということで給付金がありましたけど、今回は1人家族であろうが、10人家族であろうが世帯に10万円ということですね。2つの方法があるということをお聞きしました。

まず、1つ目のプッシュ型と言われるこちらで把握している全員が非課税である、そして扶養家族にはなっていないという世帯に対して、申請書というかこちらで把握している分について送って、それについて送り返していただいたら、お返事をいただいたら自動的に10万円を給付していただくというところについてお伺いしたいと思います。

まず、この送っていただく非課税世帯というわけですが、改めて非課税世帯というのはどういう家庭をいうのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

非課税となります水準額のご説明をさせていただきたいと思いますが、これは住民税が課税されない年間収入額となるところでございますが、この金額につきましては、その扶養人数によって変わってまいります。

例を少し挙げますと、給与収入の場合、単身世帯の場合は93万円以下、それから扶養人数が1人の場合は137万8,000円以下、それから扶養人数がお二人の場合になりますと168万4,000円未満、扶養人数が、これが3人になりますと210万円未満となるところでございます。この金額以下であれば、その世帯が非課税水準というふうな判定をすることでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

控除とかいろんなことがございましょうが、収入の目安を今言っていたところです。

そうしますと、生活保護家庭についてはどうなるのかということをお伺いしたいと思います。収入認定をされるかされないかということも含めてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

こちらの生活保護世帯につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれていることには変わりはないこと、それからまた、原則的に地方税法により住民税が非課税であることから、課税者の被扶養者でない限り支給の対象となるところでございます。

なお、生活保護制度上、この当該給付金につきましては、収入として認定しない取扱いとなるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

生活保護も収入認定されずに支給されるということでした。

次に、いつも聞いているんですけども、DV避難の方はどういう扱いになるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

DV避難者でございますが、これまでの給付金と変わらず、本市に住民票を移していない場合は独立した世帯とみなされまして、非課税等である場合、本市での支給対象となるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

本市に住民票を移していない場合、他市に住民票があったとして本市に避難をしていらっしゃるという例だと思います。住民票としてきちっと避難されても、世帯としてあるのであれば分かるんですけども、もう一つは、あと市内でDV避難をしているという方もあると思うんですけども、どうでしょうね。女性相談とかで把握されている世帯もありましようけれども、そこについてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ご質問にありました市内の中で避難をされておる方というのは、元の住所が別にあって、違うところに居住をされておるという場合であっても、申込みをいただく中でDVのほうを確認させていただきましたら確認書を送付させていただいて、対象世帯とさせていただくところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今、プッシュ型の中のくくりでお聞きしているんですけども、例えば今、自分がそうだわと思って申告するというのは、またこれから後で聞く分に入ってくると思うんですけども、DV避難をされている方で市が把握している方についてプッシュ型の方もあるということによろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

基本的にプッシュ型につきましては、DV避難者であっても住所を亀山市にきちんと登録していただいております。それに住所公開をプロテクトをかけておるという世帯につきましては、自動的にプッシュ型のほうで送付をされるというところでございます。それ以外に、市のほうがまだ確認できていない方につきましては、ご自分のほうでまず申込みをいただくというふうな手法になるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。

基準日が12月10日ということなんですけれども、離婚した世帯についてお伺いしたいと思いますが、基準日前に離婚した方と基準日の後に離婚した方では扱いが違ってくると思うんですけども、

れども、基準日より後に離婚した方はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この当該給付金につきましては、特定期日における事情をもって対象者の範囲を決める必要があることから、基準日の翌日以降の離婚等の世帯変更につきましては、基準日における状況によって判断することになるところでございます。例えば、基準日において課税者である配偶者の被扶養者である場合であれば、給付の対象とはならないものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

かえって、離婚して、例えば母子世帯になったりすると生活が大変になるわけですが、そこは対象になってこないということなんですね。あと、いろんなまだ制度もたくさんあると思いますので、そういう社協の制度なんかをご紹介を、さらに周知も強めていただきながら、そういう方に対応していただくということになろうかなと思うんですけれども。

次に、よくあるパターンで、高齢者世帯の中で施設入所のために世帯分離をされている方がたくさんおられると思います。この世帯分離をされたところについてはどのように扱われるのかを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

給付対象世帯の定義があくまで住民票上の世帯でありますことから、高齢者施設などへの入所者で住民票が世帯分離をしている場合につきましては、課税者の被扶養者でない限り支給の対象となるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

要件が非課税であるということと、世帯であるということだから、そういう事情で世帯分離をしてあっても、それはそれぞれの世帯とみなして、入所していようがまいが、課税者でなければそれぞれに給付がされるということですね。そういうことを確認させていただきました。

次に、非課税であることと、もう一つの要件として扶養の家族でないということがあったんですけど、扶養になっていないということがあったんですけれども、この自分が扶養になっていないかどうかということのをちょっと分からない方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、ここの判断はどのようにされるのか伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市内在住の課税者の被扶養者であるか否かの判定につきましては、本市の税情報により確認を行

います。また、市外在住の課税者の被扶養者である場合については、確認が市の中でできないために、市から送付をさせていただきます確認書により申告をいただき、判定をいたします。

なお、給付金担当部局が本人の同意なしに税務部局から税情報を取得することにつきましては、令和3年5月19日付で総務省から各地方公共団体の税務担当部局へ発出されております特定公的給付の支給における地方税関係情報に関わる資料提出の求めへの対応についてとする通知におきまして、地方税法第22条の守秘義務に抵触しないものとされているところでございますので、それらの税情報を活用してその辺は判定をしていくというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

市内については税情報を活用するし、ほかの分からない部分については確認書で本人に記入していただくということですね。

今、確認書という言葉がありましたけれども、これを今日14日で、これが通ったら、これを対象の方に送られるんだと思うんですけど、この確認書が届いたら、その確認書にチェックをしてもらって送り返してもらおうということですが、先ほどの説明ですと、3か月ぐらいをめぐりに、届いて3か月の間に確認書を送ってほしいということですね。これは、例えば自分で書き込めないとか、いろんなパターンもあると思うんですけども、3か月を越えることがあったらどうなるのか伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今のところ原則3か月以内に返答がない場合は、国のほうでは辞退したものとみなすというふうに記載はあるんですが、それ以後に申請があった場合は、これは柔軟に対応するよという指示も別途ございますので、3か月越えたからといって、もうそれで給付がなくなるということではなくてそこは柔軟に、最終の9月30日の期限までにご申請をいただければ対応をさせていただきますと考えてございます。

なお、送られてきて、すごく書類が非常に分かりにくいでありますとか、書くところが分からないというような方もお見えになろうかと思っておりますので、そちらはあいあいのほうに特設の窓口を設置する、それから電話での相談窓口も設置をするようなことも考えてございますので、そこは丁寧に対応してまいりたいというふうに考えます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

3か月を過ぎると一旦は辞退とみなされるということですね。

繰越明許が上げられていますので、9月まではこれに対応していただくということですが、できましたら、そんなに辞退をされるという方は多分すごく少数やと思っておりますので、送ったけど返事がない場合に対しては、例えば税金を払ってというときには何回か督促状が来たりもしますので、こういう場合にもぜひ丁寧な対応をしていただきたいと思いますと思うんですけども、そこら辺の対応の予

定とかありますか。この来なかった方に対して。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

国からは極力早急な支給をとという指示もございますので、通知があれば、極力3か月以内にご返送いただきたいというところではございますけれども、そこで返送がない方につきましても、広報やそれから催促というところであれですけれども、再度見逃しが無いとか、そういった周知というのは徹底して行ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ぜひとも個別通知も踏み込んで検討していただきたいなと思います。

次に、家計急変によって、このプッシュ型で来なくても自分がプッシュ型に相当する、困りがあるという方についてなんですけれども、この申請の仕方とか内容をもう一度詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

申請型としております家計急変世帯として判断されるまず水準につきましては、令和3年1月以降の任意の1か月の収入が、住民税が非課税となる水準に相当する額以下の世帯となることです。

具体的に例を挙げますと、給与収入で単身世帯の場合、年間収入額が93万円以下であれば非課税になるところから、任意の1か月の収入額となりますと、12か月で除して7万7,500円以下であれば支給対象となるところでございます。

こういった水準を基に申請を行っていただくために、当該制度内容については市民の皆様にご案内していただく必要がございますので、家計急変世帯の周知につきましては、市広報及びホームページへの掲載、あいあいにおけます健康福祉部や社会福祉協議会によります生活困窮や自立支援相談窓口、こちらにおいても周知を徹底させていただきたいというふうに考えております。それから、市の主要の施設に案内チラシや申請書の設置等を行う予定でおります。

それで申請の方法でございますけれども、申請書に必要事項をご記入いただいた上で、令和3年中の収入見込額が確認できる書類等を添付いただき、あいあい内の特設窓口へご提出をいただく運びになろうかというふうに考えてございます。また、ホームページから申請書をダウンロードしていただくと郵送による申請も受付をさせていただきます。

申請期間につきましては、令和4年2月1日から令和4年9月30日までとなっております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

令和3年の給与、1か月1か月いろんな、多分上がったたり下がったりというのはある中で、一月でも、例えばお一人暮らしの方だったら、これ多分2人や3人やで、違うんですね、基準が。お一

人暮らしの方やったら、一月でも7万7,500円を下回る月給であればそれが対象になってくるということですね。

そうしますと、その対象かどうかということを見極めるのがなかなか、お一人だとちょっと分かりやすかったんですけども、2人、3人となってくると分かりづらいわけですけども、そこが分かるような周知がなされるわけですか。例えば、基準があって、自分がこれに当たる、これを下回っているかどうかを調べたらいいのやなというのが分かるような内容が入った周知がされるわけですか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、この対象になるのがコロナの感染の影響を受けて収入減というのが、まず大原則であるということでございます。それで、なおかつ収入でございますが、複数世帯であった場合は、極力その世帯員、両方とも収入がある場合は同じ月で申請をしていただくのが望ましいというふうにはされてございますけれども、それに合わないときにはそうでなくてもいいというふうな指示もございますので、そこは審査の過程で極力チェックをさせていただきたいと思います。その中で、市民へのその辺の周知につきましては、極力工夫をさせていただいて、より分かりやすい形で周知に努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

複数世帯の場合、そのお一人お一人のそれぞれの給与明細が必要で、それぞれみんなが下回っているということが要件になるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この要件につきましては、その世帯の合算収入ではなくて、お一人お一人が非課税であることで全世帯が非課税世帯というふうになりますので、一人一人の収入をもって判断をして、世帯で対象かどうかというものを見定めるところになります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

プッシュ型は全員が非課税ということで分かりやすかったんですけども、この家計急変による申請も、全員がコロナによる家計急変で、全員が下回っている月があるということが要件。

1人でも順調な方がいらしたら駄目だということですか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先ほどちょっとお話しさせていただいた月額収入額が一つの目安となるかと思いますが、こ

ちらを全世帯員がそれぞれに下回るということが条件になろうかというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

具体的に申請なんですけれども、じゃあ、全員がこれは該当するなということで申請をする場合に、申請書はホームページにもダウンロードできるものがあり、市役所や支所などにも置いてあり、それに記入することと、あとは給与明細と自分を証明するものがあつたら、直接持っていくというのが基本なわけですか、郵送でも大丈夫ですか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

書類につきましては、直接お持ち込みをいただく場合でも、郵送でお申込みいただく場合でもどちらでも対応をする予定でございます。ただ郵送等でございますと、例えば書類に不備等があつた場合は職員のほうからまた連絡をさせていただいて補正等もさせていただきながら申請につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

細かいことをいろいろちょっと伺ってまいりましたが、最後に先ほどのプッシュ型の中でDVのことをお聞きしましたが、把握してプッシュ型でいっていただく分が一部あろうかと思いますが、市が把握していない方がどのように申請するのかというのは、この家計急変とは別のやり方で申請するわけですか。私はDVなんですけど、DVで避難をしていますと言うところについては、別の申請が要りますか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

DV被害者の方の申請の流れということであろうかと思いますが、まず配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難をしている旨の申出書をご提出をいただいて、市でDV被害者であることを確認した上で要件を満たす場合、これは所得の関係でございますけれども、こういった要件を満たす場合には、その確認書をプッシュ型と同様に送付をさせていただき、その返送をもって給付金の支給となるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

一旦この認定をいただくというか確認をいただく、ちょっと一手間が要るということなんですけれども、周知については先ほど伺いましたが、広報であつたり、ホームページであつたり、あとそのプッシュ型については直接お知らせするわけなんですけれども、ケーブルテレビでもされますか。ほかにどうですか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市が活用できる媒体については極力活用する形で周知に努めてまいりたいと考えます。

○9番（福沢美由紀君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

議案第1号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業についてでございます。

まずは、この事業の実施に至るまでの背景というものを伺います。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本給付金は令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある方々の生活、暮らしの支援の一つとして、全ての自治体で実施されるものとなります。感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面している方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税の非課税世帯等に対しまして1世帯当たり10万円を給付するとされたことを踏まえ、本市におきましても、臨時的な措置として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給させていただくものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今回いただいている資料の中でも今言われた経済対策とか暮らしの支援というのが目的に上げられておりました。多くの方が今コロナの状況で困っている状況ではあるんですけども、今回は様々な困難に直面した方々というのが住民税非課税等の世帯ということで、その方を対象として10万円を給付するという事なんですけれども、今の市内の実情において、住民税非課税世帯の方が特にコロナの影響を受けているという状況はありますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

コロナの影響を受けている方というのは、市民ほとんどの方がそれぞれいろんな形で影響を受けておるといふふうに考える中で、今回国が示されたのが非課税世帯に対しての10万円ということ

でございますので、一番の影響を受けておる方々というふうなことで認識をしておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

皆さんが影響を受けているけれども、亀山においてもやっぱり住民税非課税世帯の方が特に大きな影響を受けているということが考えられるということだと思わすけれども、その対象者についてなんですけれども、先ほどのお話にもありましたけれども、今までも非課税の方を対象とした臨時給付金というのも何度かありましたけれども、今までは個人単位での給付であったと思います。ただ今回は、今話にもありましたように、世帯単位で世帯全員が非課税の場合が対象になるということなんですけれども、前回までであれば課税の方の扶養という関係でなければ同じ世帯の中に課税の方と課税者の扶養の方、それから扶養になっていない非課税の方というのが見えたら、対象になる人とならない人と、同じ世帯の中でもあったと思わすけれども、今回は全員が課税の方に扶養されていない非課税者でないと給付をされないということなので、今まで対象であった方が今回は対象でなくなるという場合も多いんじゃないかなというふうに思いました。今回、それを精査した上での5,300世帯を対象とした補正予算であるのかということをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今回の給付金は、その給付対象を一人一人の非課税者個人ではなくて非課税である世帯を単位としており、基準日時点において本市に住民票があり同一世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税が非課税もしくは未申告である世帯のうち本給付金の対象となる世帯を、本市の税情報から精査をさせていただき、およそ5,300世帯と算定をしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

税情報で算定をしたということなんですけれども、令和3年の12月1日の亀山市の世帯数というのが2万1,789世帯ということなんですけれども、そうすると5,300世帯、かなり世帯数がある、対象があるなという印象を受けました。それから、今回は対象が、住民税が課税をされていないという方が対象なんですけれども、住民税の課税・非課税というのは税の申告に基づいていると思わすけれども、そもそも住民税の申告をされていない方についてはどういった扱いになるのでしょうか。改めて税の申告というのが必要になってくるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

税の申告が未申告である方の対応というところでございます。

当該給付金は速やかに給付を実現するため、未申告の方の取扱いにつきましては、申請者が非課税であるとの明示的な誓約を行った場合は所得がないものとして取り扱って差し支えないことが国

から今回示されてございます。当市におきましては、速やかに給付を実現するために、非課税であることの誓約をもって給付条件を満たす者として取り扱うことといたす予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。ということは、申告をしていない方は案内を送っていただいて、そこで誓約をして給付をしていただくということになるかと思えます。分かりました。

そうしたら、今回世帯への給付になるので、世帯全員が未申告、税の申告をされていない方というときは市から案内が届いてそれを出したらいいというふうだと思うんですけども、同じ世帯の中でも、非課税の方と未申告の方とが交ざっている状態というのはよくあると思うんですけども、そういう場合も案内のほうは送っていただけるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

同一世帯の中に、お一人でも未申告の方がいる場合でございますけれども、さきに申し上げましたとおり、当該給付対象者の非課税である旨のご誓約をいただいて要件を確認いたしますので、確認書のほうは送らせていただくというところになります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。そうしたら、同じ世帯で非課税の方と申告されていない方が交ざっていても案内のほうは送っていただけるということですね。

それでは、別のパターンで、全員非課税の世帯であっても世帯全員が別の世帯の課税をされている方に扶養されているという場合は対象外ということなんですけれども、この全員非課税の世帯の一部の方だけ、例えばお一人だけが課税者の方に扶養されているという場合、非課税の方と課税者の扶養になっている方が交ざっている場合、この場合はその世帯は対象になるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

同一世帯の中で一部課税者の方の被扶養者がいる場合、いわゆる混在する場合でございますけれども、複数人世帯の中でお一人でも課税者から扶養されていない非課税の方がいる世帯につきましては、支給の対象となるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。全員が非課税の世帯で、お一人でも課税者の方に扶養されている方が交ざっていた場合でも対象にはなるということですね。

ということは、世帯の中にお一人でも課税の方が見えたらもちろん対象外で、全員が非課税でも

この世帯全員が課税者の方の扶養になっても対象外。だけど、全員非課税であっても、お一人でも課税者の扶養になっていなかったら対象ということで、多分聞いているだけではちょっとよく分からなくなってきたぐらいなすごく複雑な給付になると思うんですけども、この対象者の世帯の精査というのは十分にできるようなシステムにはなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

そちらの精査につきましては、当市の既存の電算システム、こちらのほうで可能な体制となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、電算でそういうシステムを組んで分かるようにはなっているということだと思んですけども、先ほどの福沢議員の質疑の中で、市内の税情報は分かる、扶養の状況は分かるということなんですけど、市外の課税者の方に扶養されているかどうかというのは分からないということだったと思んですけども。なので、今回は市のほうから対象の世帯には案内が来るということなんですけれども、やっぱりこの対象者というのが分かりにくくて、そもそも自分の世帯が対象であるかというのがすぐにはっきりしないので、市から案内が来るとはいつても、届いたら必ず対象になるということには限らないということですよ、市外の方の扶養関係というのが分からないので。それで、市民側としても案内が届く届かないに関わらず、やっぱり自分の課税状況であったりとか扶養の有無というのをご家族で確認されるということ、そういう感覚を持つということも必要なのかなというふうにちょっと思いました。

市側のほうも早急な支給というのが求められていると思んですけども、こういった複雑な対象者の確認をして案内を送って対応していただくというのは、すごく大変な作業だと思んですけども、先ほども福沢議員のところでもありましたけれども、周知等、やっぱり問合せもたくさんあると思いますのでそこはちょっと難しい話にはなるんですけども、丁寧な説明をしていただきたいというふうに思います。以上です。ありがとうございます。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第1号及び報告第1号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第1号については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり所管の予算決算委員会にその審査を付託します。

なお、報告第1号については関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第1号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（中崎孝彦君）

委員会開催のため暫時休憩します。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時49分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、予算決算委員会にその審査を付託いたしました議案第1号の審査の経過と結果について、予算決算委員会委員長に報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第1号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について

原案可決

令和4年1月14日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 中崎孝彦様

○議長（中崎孝彦君）

小坂直親予算決算委員会委員長。

○17番（小坂直親君登壇）

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告をします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第1号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）についての審査に当たるため、当委員会を開催しました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、歳出の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の増額補正において、申請型の場合、コロナの影響による収入の減収をどのように把握するのかとの質疑があり、これについては申請書の中でコロナの影響について確認する項目があるほか、本人からの聞き取りにより確認するとの答弁でありました。

次に、銀行口座を有しない方へ現金給付は可能なのかとの質疑があり、これについてはやむを得ない事情がある場合には現金も可能であるとの答弁でありました。

次に、自営業者のコロナの影響による家計の急変状況をどのように確認するのかとの質疑があり、これについては帳簿や本人への聞き取りによって確認するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告とします。

○議長（中崎孝彦君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第1号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第1号について起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議案第1号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第1号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本臨時会の議事を全て終了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

令和4年第1回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。ご苦労さまでした。

(午前11時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年1月14日

議 長 中 崎 孝 彦

1 番 草 川 卓 也

10 番 森 美和子